

糸島市補助金設計書

所管課

学校教育課

補助金名称	通学費補助金—小学校
区分	その他の事業補助（扶助的）
該当例規等	糸島市通学費補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標 2 __子どもが健やかに育つまちづくり

政策 2 __学校教育の充実

施策 __快適で安全・安心な学校教育環境の充実を図る

1 補助の目的

市内の通学困難な地区から、通学する児童の保護者に対し、通学費の補助金を交付し、経済的、身体的負担の軽減及び円滑な通学を図る。

2 成果指標

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象者

小学生のうち以下に該当する者。白糸行政区の者、雷行政区のうち1組の者、瑞梅寺行政区のうち1組の者、旧二丈町のうち公共交通機関を利用して通学する者、旧志摩町のうち通学距離が4キロメートル以上の者、その他教育長が特に必要と認める者

4 補助対象(外)経費

補助対象経費

通学のための経費（通学定期乗車券相当額）

5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助率

1/2もしくは全額（補助対象者により異なる）

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

平成32年度まで